

江戸川区訪問型サービス(独自/定率)(国基準と同等)サービスコード表

【自己負担割合1割(給付率90%)】

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	支給限度額 対象区分	備考 対象区分
A3 1001	訪問型サービス(国基準と同等) I	イ 訪問型サービス費(独自)(I)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度) ※1月の中で全部で4回以上	1168	1月につき	○	注1
A3 1003	訪問型サービス(国基準と同等) I・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	1051		○	
A3 1005	訪問型サービス(国基準と同等) II	ロ 訪問型サービス費(独自)(II)	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度) ※1月の中で全部で8回以上	2335		○	注2
A3 1007	訪問型サービス(国基準と同等) II・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	2102		○	
A3 1009	訪問型サービス(国基準と同等) III	ハ 訪問型サービス費(独自)(III)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) ※1月の中で全部で12回以上	3704		○	注3
A3 1011	訪問型サービス(国基準と同等) III・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	3334		○	
A3 1013	訪問型サービス(国基準と同等) IV	ニ 訪問型サービス費(独自)(IV)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度) ※1月の中で全部で3回まで	292	1回につき	○	注4
A3 1015	訪問型サービス(国基準と同等) IV・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	263		○	
A3 1017	訪問型サービス(国基準と同等) V	ホ 訪問型サービス費(独自)(V)	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度) ※1月の中で全部で7回まで	292		○	注5
A3 1157	訪問型サービス(国基準と同等) V 回目調整単位数		訪問型サービス(国基準と同等) Vで複数事業所利用等の場合、8回目はこの請求コードで請求する。	291		○	
A3 1019	訪問型サービス(国基準と同等) V・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	263		○	
A3 1021	訪問型サービス(国基準と同等) VI	ヘ 訪問型サービス費(独自)(VI)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) ※1月の中で全部で11回まで	308		○	注6
A3 1023	訪問型サービス(国基準と同等) VI・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	277		○	
A3 1025	訪問型サービス(国基準と同等) 初回加算	ト 初回加算	200単位加算	200	1月につき	○	
A3 1158	訪問型サービス(国基準と同等) 生活機能向上加算 I	チ 生活機能向上連携加算	100単位加算	100		○	
A3 1026	訪問型サービス(国基準と同等) 生活機能向上加算 II		200単位加算	200		○	
A3 1027	訪問型サービス(国基準と同等) 処遇改善加算 I・1	リ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I) 所定単位数の137/1000 加算	160	1月につき	×	
A3 1029	訪問型サービス(国基準と同等) 処遇改善加算 I・3		項目1001の場合	144		×	
A3 1031	訪問型サービス(国基準と同等) 処遇改善加算 I・5		項目1003の場合	320		×	
A3 1033	訪問型サービス(国基準と同等) 処遇改善加算 I・7		項目1005の場合	288		×	
A3 1035	訪問型サービス(国基準と同等) 処遇改善加算 I・9		項目1007の場合	507		×	
A3 1037	訪問型サービス(国基準と同等) 処遇改善加算 I・11		項目1009の場合	457		×	
A3 1039	訪問型サービス(国基準と同等) 処遇改善加算 I・13		項目1011の場合	40	1回につき	×	
A3 1041	訪問型サービス(国基準と同等) 処遇改善加算 I・15		項目1013の場合	36		×	
A3 1043	訪問型サービス(国基準と同等) 処遇改善加算 I・17		項目1015の場合	40		×	
A3 1045	訪問型サービス(国基準と同等) 処遇改善加算 I・19		項目1017及び項目1157の場合	36		×	
A3 1047	訪問型サービス(国基準と同等) 処遇改善加算 I・21		項目1019の場合	42		×	
A3 1049	訪問型サービス(国基準と同等) 処遇改善加算 I・23		項目1021の場合	38		×	
A3 1051	訪問型サービス(国基準と同等) 処遇改善加算 I・25		項目1023の場合	27	1月につき	×	
A3 1052	訪問型サービス(国基準と同等) 処遇改善加算 I・26		項目1025の場合	27		×	
A3 1159	訪問型サービス(国基準と同等) 処遇改善加算 I・27		項目1026の場合	14		×	
A3 1053	訪問型サービス(国基準と同等) 処遇改善加算 II・1	リ 介護職員処遇改善加算	(2)介護職員処遇改善加算(II) 所定単位数の100/1000 加算	117	1月につき	×	
A3 1055	訪問型サービス(国基準と同等) 処遇改善加算 II・3		項目1001の場合	105		×	
A3 1057	訪問型サービス(国基準と同等) 処遇改善加算 II・5		項目1003の場合	234		×	
A3 1059	訪問型サービス(国基準と同等) 処遇改善加算 II・7		項目1005の場合	210		×	
A3 1061	訪問型サービス(国基準と同等) 処遇改善加算 II・9		項目1007の場合	370		×	
A3 1063	訪問型サービス(国基準と同等) 処遇改善加算 II・11		項目1009の場合	333		×	
A3 1065	訪問型サービス(国基準と同等) 処遇改善加算 II・13		項目1011の場合	29	1回につき	×	
A3 1067	訪問型サービス(国基準と同等) 処遇改善加算 II・15		項目1013の場合	26		×	
A3 1069	訪問型サービス(国基準と同等) 処遇改善加算 II・17		項目1015の場合	29		×	
A3 1071	訪問型サービス(国基準と同等) 処遇改善加算 II・19		項目1017及び項目1157の場合	26		×	
A3 1073	訪問型サービス(国基準と同等) 処遇改善加算 II・21		項目1019の場合	31		×	
A3 1075	訪問型サービス(国基準と同等) 処遇改善加算 II・23		項目1021の場合	28		×	
A3 1077	訪問型サービス(国基準と同等) 処遇改善加算 II・25		項目1023の場合	20	1月につき	×	
A3 1078	訪問型サービス(国基準と同等) 処遇改善加算 II・26		項目1025の場合	20		×	
A3 1160	訪問型サービス(国基準と同等) 処遇改善加算 II・27		項目1026の場合	10		×	
A3 1079	訪問型サービス(国基準と同等) 処遇改善加算 III・1	リ 介護職員処遇改善加算	(3)介護職員処遇改善加算(III) 所定単位数の55/1000 加算	64	1月につき	×	
A3 1081	訪問型サービス(国基準と同等) 処遇改善加算 III・3		項目1001の場合	58		×	
A3 1083	訪問型サービス(国基準と同等) 処遇改善加算 III・5		項目1003の場合	128		×	
A3 1085	訪問型サービス(国基準と同等) 処遇改善加算 III・7		項目1005の場合	116		×	
A3 1087	訪問型サービス(国基準と同等) 処遇改善加算 III・9		項目1007の場合	204		×	
A3 1089	訪問型サービス(国基準と同等) 処遇改善加算 III・11		項目1009の場合	183		×	
A3 1091	訪問型サービス(国基準と同等) 処遇改善加算 III・13		項目1011の場合	16	1回につき	×	
A3 1093	訪問型サービス(国基準と同等) 処遇改善加算 III・15		項目1013の場合	14		×	
A3 1095	訪問型サービス(国基準と同等) 処遇改善加算 III・17		項目1015の場合	16		×	
A3 1097	訪問型サービス(国基準と同等) 処遇改善加算 III・19		項目1017及び項目1157の場合	14		×	
A3 1099	訪問型サービス(国基準と同等) 処遇改善加算 III・21		項目1019の場合	17		×	
A3 1101	訪問型サービス(国基準と同等) 処遇改善加算 III・23		項目1021の場合	15		×	
A3 1103	訪問型サービス(国基準と同等) 処遇改善加算 III・25		項目1023の場合	11	1月につき	×	
A3 1104	訪問型サービス(国基準と同等) 処遇改善加算 III・26		項目1025の場合	11		×	
A3 1161	訪問型サービス(国基準と同等) 処遇改善加算 III・27		項目1026の場合	6		×	

A3	1105	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅳ-1	リ 介護職員処遇改善加算	(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の90% 加算	項目1001の場合	58	1月につき	×
A3	1107	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅳ-3			項目1003の場合	52		×
A3	1109	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅳ-5			項目1005の場合	115		×
A3	1111	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅳ-7			項目1007の場合	104		×
A3	1113	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅳ-9			項目1009の場合	184		×
A3	1115	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅳ-11			項目1011の場合	165		×
A3	1117	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅳ-13			項目1013の場合	14	1回につき	×
A3	1119	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅳ-15			項目1015の場合	13		×
A3	1121	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅳ-17			項目1017及び項目1157の場合	14		×
A3	1123	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅳ-19			項目1019の場合	13		×
A3	1125	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅳ-21			項目1021の場合	15		×
A3	1127	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅳ-23			項目1023の場合	14		×
A3	1129	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅳ-25			項目1025の場合	10	1月につき	×
A3	1130	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅳ-26			項目1026の場合	10		×
A3	1162	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅳ-27			項目1158の場合	5		×
A3	1131	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅴ-1	リ 介護職員処遇改善加算	(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の80% 加算	項目1001の場合	51	1月につき	×
A3	1133	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅴ-3			項目1003の場合	46		×
A3	1135	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅴ-5			項目1005の場合	102		×
A3	1137	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅴ-7			項目1007の場合	93		×
A3	1139	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅴ-9			項目1009の場合	163		×
A3	1141	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅴ-11			項目1011の場合	146		×
A3	1143	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅴ-13			項目1013の場合	13	1回につき	×
A3	1145	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅴ-15			項目1015の場合	11		×
A3	1147	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅴ-17			項目1017及び項目1157の場合	13		×
A3	1149	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅴ-19			項目1019の場合	11		×
A3	1151	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅴ-21			項目1021の場合	14		×
A3	1153	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅴ-23			項目1023の場合	12		×
A3	1155	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅴ-25			項目1025の場合	9	1月につき	×
A3	1156	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅴ-26			項目1026の場合	9		×
A3	1163	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅴ-27			項目1158の場合	5		×

【自己負担割合2割(給付率80%)】

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	支給限度額 対象区分	
A3	1201	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅰ	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	1168	1月につき	○ 注1
A3	1203	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅰ-同一		※1月の中で全部で4回以上 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	1051		○
A3	1205	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅱ	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)	2335		○ 注2
A3	1207	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅱ-同一		※1月の中で全部で8回以上 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	2102		○
A3	1209	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅲ	ハ 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	3704		○ 注3
A3	1211	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅲ-同一		※1月の中で全部で12回以上 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	3334		○
A3	1213	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅳ	ニ 訪問型サービス費(独自)(Ⅳ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	292	1回につき	○ 注4
A3	1215	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅳ-同一		※1月の中で全部で3回まで 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	263		○
A3	1217	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅴ	ホ 訪問型サービス費(独自)(Ⅴ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)	292		○ 注5
A3	1357	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅴ8回目調整単位数		※1月の中で全部で7回まで 訪問型サービス(国基準と同等)Ⅴで複数事業所利用等の場合、8回目はこの請求コードで請求する。	291		○
A3	1219	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅴ-同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	263		○
A3	1221	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅵ	ヘ 訪問型サービス費(独自)(Ⅵ)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	308		○ 注6
A3	1223	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅵ-同一		※1月の中で全部で11回まで 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	277		○
A3	1225	訪問型サービス(国基準と同等)初回加算	ト 初回加算	200単位加算	200	1月につき	○
A3	1358	訪問型サービス(国基準と同等)生活機能向上加算Ⅰ	チ 生活機能向上連携加算	100単位加算	100		○
A3	1226	訪問型サービス(国基準と同等)生活機能向上加算Ⅱ		200単位加算	200		○
A3	1227	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅰ-1	リ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000 加算	160	1月につき	×
A3	1229	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅰ-3		項目1201の場合	144		×
A3	1231	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅰ-5		項目1203の場合	320		×
A3	1233	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅰ-7		項目1205の場合	288		×
A3	1235	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅰ-9		項目1207の場合	507		×
A3	1237	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅰ-11		項目1209の場合	457		×
A3	1239	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅰ-13		項目1211の場合	40	1回につき	×
A3	1241	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅰ-15		項目1213の場合	36		×
A3	1243	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅰ-17		項目1215の場合	40		×
A3	1245	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅰ-19		項目1217及び項目1357の場合	36		×
A3	1247	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅰ-21		項目1219の場合	42		×
A3	1249	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅰ-23		項目1221の場合	38		×
A3	1251	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅰ-25		項目1223の場合	27	1月につき	×
A3	1252	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅰ-26		項目1225の場合	27		×
A3	1359	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅰ-27		項目1226の場合	14		×
A3	1253	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅱ-1	リ 介護職員処遇改善加算	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000 加算	117	1月につき	×
				項目1201の場合	117		×

A3	1255	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅱ・3			項目1203の場合	105		×
A3	1257	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅱ・5			項目1205の場合	234		×
A3	1259	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅱ・7			項目1207の場合	210		×
A3	1261	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅱ・9			項目1209の場合	370		×
A3	1263	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅱ・11			項目1211の場合	333		×
A3	1265	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅱ・13			項目1213の場合	29	1回につき	×
A3	1267	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅱ・15			項目1215の場合	26		×
A3	1269	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅱ・17			項目1217及び項目1357の場合	29		×
A3	1271	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅱ・19			項目1219の場合	26		×
A3	1273	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅱ・21			項目1221の場合	31		×
A3	1275	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅱ・23			項目1223の場合	28		×
A3	1277	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅱ・25			項目1225の場合	20	1月につき	×
A3	1278	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅱ・26			項目1226の場合	20		×
A3	1360	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅱ・27			項目1358の場合	10		×
A3	1279	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅲ・1	リ 介護職員処遇改善加算	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000 加算	項目1201の場合	64	1月につき	×
A3	1281	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅲ・3			項目1203の場合	58		×
A3	1283	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅲ・5			項目1205の場合	128		×
A3	1285	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅲ・7			項目1207の場合	116		×
A3	1287	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅲ・9			項目1209の場合	204		×
A3	1289	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅲ・11			項目1211の場合	183		×
A3	1291	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅲ・13			項目1213の場合	16	1回につき	×
A3	1293	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅲ・15			項目1215の場合	14		×
A3	1295	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅲ・17			項目1217及び項目1357の場合	16		×
A3	1297	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅲ・19			項目1219の場合	14		×
A3	1299	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅲ・21			項目1221の場合	17		×
A3	1301	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅲ・23			項目1223の場合	15		×
A3	1303	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅲ・25			項目1225の場合	11	1月につき	×
A3	1304	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅲ・26			項目1226の場合	11		×
A3	1361	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅲ・27			項目1358の場合	6		×
A3	1305	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅳ・1	リ 介護職員処遇改善加算	(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の90% 加算	項目1201の場合	58	1月につき	×
A3	1307	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅳ・3			項目1203の場合	52		×
A3	1309	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅳ・5			項目1205の場合	115		×
A3	1311	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅳ・7			項目1207の場合	104		×
A3	1313	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅳ・9			項目1209の場合	184		×
A3	1315	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅳ・11			項目1211の場合	165		×
A3	1317	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅳ・13			項目1213の場合	14	1回につき	×
A3	1319	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅳ・15			項目1215の場合	13		×
A3	1321	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅳ・17			項目1217及び項目1357の場合	14		×
A3	1323	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅳ・19			項目1219の場合	13		×
A3	1325	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅳ・21			項目1221の場合	15		×
A3	1327	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅳ・23			項目1223の場合	14		×
A3	1329	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅳ・25			項目1225の場合	10	1月につき	×
A3	1330	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅳ・26			項目1226の場合	10		×
A3	1362	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅳ・27			項目1358の場合	5		×
A3	1331	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅴ・1	リ 介護職員処遇改善加算	(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の80% 加算	項目1201の場合	51	1月につき	×
A3	1333	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅴ・3			項目1203の場合	46		×
A3	1335	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅴ・5			項目1205の場合	102		×
A3	1337	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅴ・7			項目1207の場合	93		×
A3	1339	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅴ・9			項目1209の場合	163		×
A3	1341	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅴ・11			項目1211の場合	146		×
A3	1343	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅴ・13			項目1213の場合	13	1回につき	×
A3	1345	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅴ・15			項目1215の場合	11		×
A3	1347	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅴ・17			項目1217及び項目1357の場合	13		×
A3	1349	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅴ・19			項目1219の場合	11		×
A3	1351	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅴ・21			項目1221の場合	14		×
A3	1353	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅴ・23			項目1223の場合	12		×
A3	1355	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅴ・25			項目1225の場合	9	1月につき	×
A3	1356	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅴ・26			項目1226の場合	9		×
A3	1363	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅴ・27			項目1358の場合	5		×

【自己負担割合3割(給付率70%)】

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位 1月につき	支給限度額 対象区分	注1
A3 1401	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅰ	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ)	1168	1月につき	○	
A3 1403	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅰ・同一	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度) 1.168単位 ※1月の中で全部で4回以上	1051	1月につき	○	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%
A3 1405	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅱ	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ)	2335	1月につき	○	注2

A3	1407	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅱ・同一	2,335単位 ※1月の中で全部で8回以上	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	2102		○	
A3	1409	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅲ	ハ 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ) 事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)		3704		○	注3
A3	1411	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅲ・同一	3,704単位 ※1月の中で全部で12回以上	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	3334		○	
A3	1413	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅳ	ニ 訪問型サービス費(独自)(Ⅳ) 事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)		292		○	注4
A3	1415	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅳ・同一	292単位 ※1月の中で全部で9回まで	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	263		○	
A3	1417	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅴ	ホ 訪問型サービス費(独自)(Ⅴ) 事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)		292		○	注5
A3	1557	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅴ 8回目調整用単位	292単位 ※1月の中で全部で7回まで	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅴで複数事業所利用等の場合、8回目はこの請求コードで請求する。	291		○	
A3	1419	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅴ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	263		○	
A3	1421	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅵ	ヘ 訪問型サービス費(独自)(Ⅵ) 事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)		308		○	注6
A3	1423	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅵ・同一	308単位 ※1月の中で全部で11回まで	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	277		○	
A3	1425	訪問型サービス(国基準と同等)初回加算	ト 初回加算	200単位加算	200		○	1月につき
A3	1558	訪問型サービス(国基準と同等)生活機能向上加算Ⅰ	チ 生活機能向上連携加算	100単位加算	100		○	
A3	1426	訪問型サービス(国基準と同等)生活機能向上加算Ⅱ		200単位加算	200		○	
A3	1427	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅰ・1	リ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000 加算	項目1401の場合 160		×	1月につき
A3	1429	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅰ・3			項目1403の場合 144		×	
A3	1431	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅰ・5			項目1405の場合 320		×	
A3	1433	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅰ・7			項目1407の場合 288		×	
A3	1435	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅰ・9			項目1409の場合 507		×	
A3	1437	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅰ・11			項目1411の場合 457		×	
A3	1439	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅰ・13			項目1413の場合 40		×	1回につき
A3	1441	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅰ・15			項目1415の場合 36		×	
A3	1443	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅰ・17			項目1417及び項目1557の場合 40		×	
A3	1445	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅰ・19			項目1419の場合 36		×	
A3	1447	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅰ・21			項目1421の場合 42		×	
A3	1449	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅰ・23			項目1423の場合 38		×	
A3	1451	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅰ・25			項目1425の場合 27		×	1月につき
A3	1452	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅰ・26			項目1426の場合 27		×	
A3	1559	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅰ・27			項目1558の場合 14		×	
A3	1453	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅱ・1	リ 介護職員処遇改善加算	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000 加算	項目1401の場合 117		×	1月につき
A3	1455	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅱ・3			項目1403の場合 105		×	
A3	1457	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅱ・5			項目1405の場合 234		×	
A3	1459	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅱ・7			項目1407の場合 210		×	
A3	1461	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅱ・9			項目1409の場合 370		×	
A3	1463	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅱ・11			項目1411の場合 333		×	
A3	1465	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅱ・13			項目1413の場合 29		×	1回につき
A3	1467	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅱ・15			項目1415の場合 26		×	
A3	1469	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅱ・17			項目1417及び項目1557の場合 29		×	
A3	1471	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅱ・19			項目1419の場合 26		×	
A3	1473	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅱ・21			項目1421の場合 31		×	
A3	1475	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅱ・23			項目1423の場合 28		×	
A3	1477	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅱ・25			項目1425の場合 20		×	1月につき
A3	1478	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅱ・26			項目1426の場合 20		×	
A3	1560	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅱ・27			項目1558の場合 10		×	
A3	1479	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅲ・1	リ 介護職員処遇改善加算	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000 加算	項目1401の場合 64		×	1月につき
A3	1481	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅲ・3			項目1403の場合 58		×	
A3	1483	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅲ・5			項目1405の場合 128		×	
A3	1485	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅲ・7			項目1407の場合 116		×	
A3	1487	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅲ・9			項目1409の場合 204		×	
A3	1489	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅲ・11			項目1411の場合 183		×	
A3	1491	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅲ・13			項目1413の場合 16		×	1回につき
A3	1493	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅲ・15			項目1415の場合 14		×	
A3	1495	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅲ・17			項目1417及び項目1557の場合 16		×	
A3	1497	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅲ・19			項目1419の場合 14		×	
A3	1499	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅲ・21			項目1421の場合 17		×	
A3	1501	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅲ・23			項目1423の場合 15		×	
A3	1503	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅲ・25			項目1425の場合 11		×	1月につき
A3	1504	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅲ・26			項目1426の場合 11		×	
A3	1561	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅲ・27			項目1558の場合 6		×	
A3	1505	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅳ・1	リ 介護職員処遇改善加算	(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の90% 加算	項目1401の場合 58		×	1月につき
A3	1507	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅳ・3			項目1403の場合 52		×	
A3	1509	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅳ・5			項目1405の場合 115		×	
A3	1511	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅳ・7			項目1407の場合 104		×	
A3	1513	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅳ・9			項目1409の場合 184		×	
A3	1515	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅳ・11			項目1411の場合 165		×	

A3	1517	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅳ・13			項目1413の場合	14	1回につき	×
A3	1519	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅳ・15			項目1415の場合	13		×
A3	1521	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅳ・17			項目1417及び項目1557の場合	14		×
A3	1523	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅳ・19			項目1419の場合	13		×
A3	1525	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅳ・21			項目1421の場合	15		×
A3	1527	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅳ・23			項目1423の場合	14		×
A3	1529	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅳ・25			項目1425の場合	10	1回につき	×
A3	1530	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅳ・26			項目1426の場合	10		×
A3	1562	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅳ・27			項目1558の場合	5		×
A3	1531	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅴ・1	リ	介護職員処遇改善加算	(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の80% 加算	51	1回につき	×
A3	1533	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅴ・3			項目1401の場合	46		×
A3	1535	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅴ・5			項目1403の場合	102		×
A3	1537	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅴ・7			項目1405の場合	93		×
A3	1539	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅴ・9			項目1407の場合	163		×
A3	1541	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅴ・11			項目1409の場合	146		×
A3	1543	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅴ・13			項目1411の場合	13	1回につき	×
A3	1545	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅴ・15			項目1413の場合	11		×
A3	1547	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅴ・17			項目1415の場合	13		×
A3	1549	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅴ・19			項目1417及び項目1557の場合	11		×
A3	1551	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅴ・21			項目1419の場合	14		×
A3	1553	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅴ・23			項目1421の場合	12		×
A3	1555	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅴ・25			項目1423の場合	9	1回につき	×
A3	1556	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅴ・26			項目1425の場合	9		×
A3	1563	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅴ・27			項目1426の場合	5		×
					項目1558の場合			×

注1 週1回程度の利用を想定する者で、提供回数が4回/月以上の場合に使用。

注2 週2回程度の利用を想定する者で、提供回数が6回/月以上の場合に使用。

注3 週2回を超える利用を想定する者で、提供回数が12回/月以上の場合に使用。

注4 週1回程度の利用を想定する者は、この単備×回数で請求。ただし、提供回数が4回/月以上の場合は、訪問型サービス(国基準と同等)Ⅰ(1月あたりの単備)を使用。

※複数事業所利用等の場合、このコードで4回分までの利用回数を請求する。

注5 週2回程度の利用を想定する者は、この単備×回数で請求。ただし、提供回数が8回/月以上の場合は、訪問型サービス(国基準と同等)Ⅱ(1月あたりの単備)を使用。

※複数事業所利用等の場合、8回目的請求コードは、訪問型サービス(国基準と同等)Ⅴ8回目調整用単位で請求する。

注6 週2回を超える利用を想定する者は、この単備×回数で請求。ただし、提供回数が12回/月以上の場合は、訪問型サービス(国基準と同等)Ⅲ(1月あたりの単備)を使用。

※複数事業所利用等の場合、このコードで12回分までの請求をする。

注7 ※「介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合は、所定単位数に70/100を乗じる」とする本減算の取り扱いは平成31年3月31日で終了!

注8 特別地域加算、中山間地域小規模事業所加算、中山間地域事業所加算について算定が必要な場合は、予めお問い合わせください。